

## ⑤ 年末年始にむけて悪質商法等の詐欺に注意しましょう

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ Tomoda 内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン:188(イヤヤ) ※お近くの消費生活センターにつながります。

高齢者の消費生活相談は、依然として寄せられる相談の半数以上を占めています。年末年始に向けて、何かと慌ただしくなりますので、悪質商法の手口を知って被害に遭わないようにしましょう。

また、11月頃から還付金詐欺の電話に関する相談が多く寄せられています。ATMでお金が返ってくることは絶対にありません。市役所や公的機関の名前を出されても信用しないでください。

「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	・裁判になっているといった内容のはがきが届いた ・携帯電話の未納料金が発生しているとメールが来た ・パソコンやスマホに請求画面が表示された など	身に覚えのない請求には応じず、無視をしてください。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販などお試しのつもりが定期購入になっていた(健康食品・ダイエット食品など)	通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売	無料診断、無料点検、「火災保険を使って自宅を修理しませんか」などの誘い文句に注意	契約しても8日間以内であればクーリングオフができます。
電話勧誘	電話料金が安くなる、電気料金が安くなる等のしつこい勧誘	今日だけ、今だけ、あなただけと言われても不要なものはきっぱりと断りましょう。

## ⑥ 12月17日から31日は年末の犯罪抑止活動期間です

問 市民活動課(内線135)

12月は年末年始に向けた準備等で防犯意識も希薄になり、それを狙った犯罪が発生しやすい時期です。笠間市の1月から10月の犯罪認知件数は、住宅侵入窃盗が29件、自動車盗は39件と、非常に高い数字となっています。また、依然としてニセ電話詐欺の発生も後を絶たず、県内の被害額は4億円を超えています。

市民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪の未然防止に努めましょう。

## ⑦ 国民健康保険税の納め忘れはありませんか

問 保険年金課(内線139)

令和3年度国民健康保険税第1期から第5期の納付期限が過ぎています。まだ納付をされていない方は、早めの納付をお願いします。

・納付指定期限を過ぎたものは、コンビニエンスストアで納付できませんので、金融機関または市役所各支所の窓口で納付してください。

・国保税の納付は、納め忘れのない口座振替を利用すると大変便利です。口座振替は市内金融機関または郵便局の窓口で預貯金通帳と通帳のお届け印をお持ちのうえ、お申し込みください。

